

農地関係工事における熱中症対策に資する現場管理費率補正の試行要領

(目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費率の補正を試行する。

(用語の定義)

第2条 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期（余裕期間は除く）をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(実施方法)

第3条 実施方法は次のとおりとする（ただし、建築工事は除く）。

(1) 受注者は、工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。

(2) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることもできる。

(3) 受注者は、監督員へ計測結果の資料を提出する。

(4) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

(建築工事における適用)

第4条 建築工事において、次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

- (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- (2) ドライミスト
- (3) 暑さ指数（WBGT）の計測装置

附則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。